

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 株式会社生田原振興公社の経営状況について
- 日程第 5 報告第 2 号 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について
- 日程第 6 報告第 3 号 株式会社フォーレストパークの経営状況について
- 日程第 7 報告第 4 号 平成 27 年度遠軽町一般会計繰越明許費について
- 日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 1 号 表彰について
- 日程第 12 議案第 2 号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第 13 議案第 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について
- 日程第 14 議案第 4 号 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について
- 日程第 15 議案第 5 号 遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 6 号 遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 7 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 10 号 遠軽町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 11 号 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22 議案第 14 号 財産の取得について
- 日程第 23 議案第 15 号 財産の取得について
- 日程第 24 議案第 8 号 遠軽町災害見舞金支給条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 9 号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について

- 日程第 2 6 議案第 1 6 号 財産の処分について
- 日程第 2 7 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度遠軽町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 請願第 1 号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」
を町長へ提言することを求める請願書
- 日程第 2 9 請願第 2 号 「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める
意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 3 0 発委第 1 号 遠軽町議会基本条例の一部改正について
- 日程第 3 1 一般質問
- 日程第 3 2 議案第 1 8 号 遠軽町民憲章の制定について
- 日程第 3 3 議案第 1 9 号 遠軽町の花、木、石、魚及び蝶の制定について
- 日程第 3 4 議案第 2 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 5 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 6 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 7 意見案第 1 号 平成 2 8 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第 3 8 意見案第 2 号 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書
- 日程第 3 9 意見案第 3 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直し
に関する意見書
- 日程第 4 0 意見案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、子
どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充
実、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に
向けた意見書
- 日程第 4 1 意見案第 5 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しとすべて
の子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見
書
-

平成 2 8 年 第 4 回

遠軽町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 8 年 6 月 1 3 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 株式会社生田原振興公社の経営状況について |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 株式会社フォーレストパークの経営状況について |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 平成 2 7 年度遠軽町一般会計繰越明許費について |
| 日程第 8 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 9 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 0 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 号 | 表彰について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 号 | 北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 号 | 北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 号 | 遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 号 | 遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 7 号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 0 号 | 遠軽町体育施設条例の一部改正について |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 1 号 | 遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 |

《平成 2 8 年 6 月 1 3 日》

準を定める条例の一部改正について

- 日程第20 議案第12号 工事請負契約の締結について
日程第21 議案第13号 工事請負契約の締結について
日程第22 議案第14号 財産の取得について
日程第23 議案第15号 財産の取得について
日程第24 議案第8号 遠軽町災害見舞金支給条例の一部改正について
日程第25 議案第9号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について
日程第26 議案第16号 財産の処分について
日程第27 議案第17号 平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)
日程第28 請願第1号 「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書
日程第29 請願第2号 「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書
日程第30 発委第1号 遠軽町議会基本条例の一部改正について

◎出席議員(16名)

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	4番	稲場仁子君
	5番	奥田稔君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	11番	山谷敬二君	12番	松田良一君
	13番	竹中裕志君	14番	秋元直樹君
	15番	高橋義詔君	16番	一宮龍彦君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	新国純一君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	加藤俊之君
民生部長	松橋行雄君	経済部長	鈴木光男君

《平成28年6月13日》

経済部技監	内野清一君	総務課長	舟木淳次君
情報管財課長	鈴木浩君	企画課長	佐藤祐治君
企画課参事	斉藤隆雄君	財政課長	大堀聡君
危機対策室参事	山地茂樹君	保健福祉課長	小谷英充君
住民生活課長	小野寺正彦君	税務課長	会津靖朗君
子育て支援課長	菊地隆君	農政林務課長	澤口浩幸君
農政林務課参事	笹原英視君	商工観光課長	伊藤雅彦君
建設課長	金沢一彦君	建設課主幹	小野寺宏君
会計管理者	荒井正教君	生田原総合支所長	平間敏春君
丸瀬布総合支所長	只野博之君	白滝総合支所長	村上裕和君
生田原総合支所産業課長	大辻祐一君	教育長	河原英男君
教育部長	小野寺健君	総務課長	大貫雅英君
社会教育課長	堀嶋英俊君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君	農業委員会事務局長	河本伸二君

◎議会議務局職員出席者

事務局長	安江陽一郎君	事務局主幹	渡邊亮司君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成28年第4回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、平成27年度教育委員会点検評価報告、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第31までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、岩上議員、一宮議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成28年第4回遠軽町議会定例会の会期につきましては、6月8日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から6月17日までの5日間と決定しました。

なお、6月15日は祭典行事のため休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、6月15日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月17日までの5日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月17日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成28年第4回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成28年第3回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

6月2日に、JR北海道から網走・札幌間を1日4往復運行している特急オホーツクについて、一部の運行を網走・旭川間に短縮したい旨の説明がありました。この提案につきましては、現在使用している車両の老朽化に伴うものであり、平成29年春のダイヤ改正に合わせて実施したいとのことであります。

このことにつきましては、昨年度の経営効率化において、JR北海道から石北本線は必ず守るとの話があったところであり、町といたしましては、決して了承することのできない提案でありますので、今後、北海道及び関係市町村とも連携し、運行区間の現状維持に向け、JRと十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

報告第1号から報告第3号までについては、株式会社生田原振興公社、株式会社遠軽農業振興公社及び株式会社フォーレストパークの経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第4号平成27年度遠軽町一般会計繰越明許費については、平成27年度遠軽町一般会計予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の

《平成28年6月13日》

規定により、議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、地方交付税等の確定に伴い、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号専決処分の承認を求めることについては、国庫支出金等の確定に伴い、平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号専決処分の承認を求めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めるものです。

議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組規約の変更については、各組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定については、建築基準法第49条第1項の規定により、都市計画法第8条第1項第2号の規定による特別用途地区内における特定の建築物の用途を制限するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定については、建築基準法第49条の2の規定により、都市計画法第8条第1項第2号の2の規定による特定用途制限地域内における特定の建築物及び工作物の用途を制限するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の一部改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律等の施行に伴い、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町災害見舞金支給条例の一部改正については、災害見舞金を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町体育施設条例の一部改正については、えんがるロックバレースキー場を遠軽町体育施設にするため、本条例を定めるものです。

《平成28年6月13日》

議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

議案第12号及び議案第13号工事請負契約の締結については、平成28年度（仮称）スポーツ広場整備工事その1及び平成28年度（仮称）スポーツ広場整備工事その2について、議会の議決を求めるものです。

議案第14号及び議案第15号財産の取得については、戸籍電算システム機器等及び除雪グレーダの購入について、議会の議決を求めるものです。

議案第16号財産の処分については、旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路の用地として、土地及び立木を処分するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第17号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明申し上げます。

歳入については、分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金等を補正するものです。

歳出については、寄附者の御意思に添った基金への積み立て、YESプロジェクト推進会議負担金、コミュニティ助成事業補助金、遠軽町観光振興協議会補助金、臨時福祉給付金等支給事業に係る経費、災害扶助費、遠軽地域医療対策連携会議負担金、麦乾燥調製貯蔵施設整備事業補助金、苗木安定供給推進事業補助金、太陽の丘えんがる公園複合遊具設置工事、遠軽高等学校教育振興補助金等を計上したところです。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の大要です。

なお、工事請負契約の締結等の案件につきましては、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） 報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

別紙1が平成27年度事業報告書、別紙2が平成28年度事業計画書であります。

それでは、別紙1の第25期（平成27年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までであります。

《平成28年6月13日》

1 ページをお開き願います。

1、事業全般の状況について、要約して御報告いたします。

当期における国内経済は、各政策により経済再生に向け前進が見られ、緩やかな回復基調が続いております。また、道内観光も、主要観光地は外国人観光客により前年を上回りましたが、個人消費はいまだ低迷し、やや厳しいものとなっております。

このような状況の中にあって、当振興公社がかかわる事業はやや回復傾向となりました。

ノースキング入浴利用者につきましては、ペアの日、各種セット券など着実に浸透し、ポイントカード、年間パスポートなど、リピーターの確保に努めてまいりました。

また、ラジウム岩盤浴についても、ポイントカード、お得キャンペーンを実施し、リピーターの確保に努め、インターネット旅行サイトでプランを提供し、地域内外からお客様に御利用いただいております。

年間の利用実績といたしましては5万6,479人となり、前期と比較いたしまして2,747人の増加となっております。

次に、ノースキング宿泊利用者についてであります。インターネット予約サービスを行うことにより、空室状況の確認、宿泊予約ができるほか、ホームページの「今日の生田原」というコーナーで、毎日、生田原の風景などの写真を掲載し、ホテルだけでなく、地域のPRも図っております。更に、インターネット旅行サイトでさまざまなプランを提供し、利用しやすいように配慮しております。

また、町内の工事関係者及び社会人スポーツ団体などの連泊により、大幅な利用者の増となり、年間宿泊者数は1万987人となり、前期と比較いたしまして1,620人の増加となっております。

なお、繁忙期の満室の際には、お客様の理解を得て研修室などにも宿泊を受け入れるなど、集客活動に努めました。

2 ページをご覧願います。

レストラン利用者についてであります。利用するお客様の要求にお応えしながら、メニューの変更、宿泊とのパッケージプランを立て、利用するお客様から好評をいただいております。

年間の利用実績は、朝食、ホール、宴会を含めまして4万2,089人となり、前期と比較いたしまして5,281人の増加となりました。

次に、ちゃちゃワールド入館利用者につきましては、お客様の満足度向上、来館者確保のため、イベントや企画展を多数開催するとともに、旅行業者への営業、販売促進に努めました。

今期は、増税等で旅行や出費を控える傾向が大型連休に見られ、年間の利用実績は1万8,954人となり、前期と比較いたしまして37人の減少となりました。

売店売上等につきましては、売れ筋商品を研究し、地域の商品を仕入れ、売店のレイアウト

《平成28年6月13日》

ト、ポップを変えるなど工夫し、販売促進に努めてまいりました。

さらに、館内の販売だけではなく、えんがる町観光協会や民間業者へ積極的な営業を行い、ソフトクリーム、木の砂場など、営業活動を行ってまいりました。

その結果といたしまして、売店売上、その他売上を合わせまして2,580万円となり、前期と比較いたしまして470万円の増加となりました。

3ページをご覧いただきたいと思ます。

一般管理費につきましては、日頃より経費節減に努めてきましたが、レストランなどの繁忙期における臨時職員の雇用、電気料の値上げ、客室消耗品の購入が増え経費が増加しております。ホテル、レストラン、ちゃちゃワールドを含めまして1億6,922万円となり、前期と比較して378万円の増加となりました。

総体の売上といたしましては2億1,852万円、前期は1億9,310万円、経常利益は472万円、前期はマイナス1,289万円と増収増益となりました。

年間の集客数は、ホテルノースキングが延べ10万9,500人、ちゃちゃワールドが1万9,000人、合わせまして12万8,500人余りが両施設を利用され、遠軽町の活性化に貢献しているものと考えております。

以下、役員会等、2、会社の概要、(1) 主要な事業内容、4ページ(2) 株式の状況、(3) 役員名簿、(4) 従業員の状況、5ページ株主名簿、6ページノースキング及びちゃちゃワールドの利用実績につきましては、御参照願います。

次に、7ページをお開き願います。

貸借対照表について、資産の部より御説明いたします。

流動資産について、現金及び預金から立替金まで、合わせまして4,723万2,146円。固定資産は、有形固定資産の建物で8万4,669円、無形固定資産はソフトウェア及び電話加入権で61万615円、投資等は出資金で1万円、資産合計は4,793万7,430円であります。

次に、負債の部についてでありますけれども、流動負債は、買掛金から納税引当金まで、合わせまして1,519万5,578円で、固定負債は長期借入金1,232万円であります。

次に、純資産の部についてでありますけれども、株主資本につきましては、資本金3,000万円、利益剰余金の利益準備金が170万円、繰越利益剰余金がマイナス1,127万8,148円で、純資産合計は2,042万1,852円であります。

これによりまして、負債、純資産の合計は、資産合計と同額の4,793万7,430円であります。

8ページをお開き願います。

損益計算書について、御説明をいたします。

純売上高は、売上で2億1,852万1,936円、売上原価は、期首棚卸高に仕入れを加えまして期末棚卸高を差し引いた4,489万2,158円で、売上高から売上原価を差

し引いた売上総利益は1億7,362万9,778円であります。

次に、販売費及び一般管理費は、職員給与手当から9ページの雑費まで、合わせまして1億6,922万3,943円で、売上総利益からこの金額を差し引いた営業利益は440万5,835円であります。

営業外収益は、受取利息から住宅家賃収入まで、合わせまして61万1,275円で、営業外費用は、支払利息の30万904円でありますので、営業利益に営業外収益を加えまして営業外費用を差し引きますと、経常利益は471万6,206円であります。

経常利益に特別利益の受取補助金1,090万円を加えまして、法人税等充当額81万2,500円を差し引きますと、当期純利益は1,480万3,706円であります。

次に、10ページをお開き願います。

損益計算書売上明細につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

11ページをご覧ください。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

資本金の当期首残高は3,000万円、利益準備金170万円につきましては変動ありませんので、当期末残高と同額であります。その他利益剰余金の繰越利益剰余金は、当期首残高マイナス2,608万1,854円、当期純損益金が1,480万3,706円でありますので、当期末残高はマイナス1,127万8,148円となります。

以上により、利益準備金に繰越利益剰余金を加えました利益剰余金合計がマイナス957万8,148円となり、資本金を加えまして、株主資本合計は2,042万1,852円となり、純資産合計も同額であります。

12ページをお開き願います。

監査報告書につきましては、記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2の第26期（平成28年度）事業計画書について御説明いたします。

事業期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

株式会社生田原振興公社の事業方針であります。

まず、ノースキングにつきましては、本年度平成28年度から平成30年度までの3年間、遠軽町から指定管理者の指定を受けておりますので、協定書に基づき施設の管理運営を行い、宿泊、入浴等の利用促進とサービス向上に努めてまいります。

ちゃちゃワールドにつきましては、本年度も遠軽町から管理業務の一部を受託しておりますので、入館料の徴収業務、企画展の開催のほか、木のおもちゃ作りの指導や物品の販売促進に努めてまいります。

また、観光協会などの団体と協力し、町民と交流を図るほか、町内の民間企業等との連携により、地場製品の販売促進に努めてまいります。

以下、事業方針について、1ページ中段より2ページにかけて記載のとおりであります

《平成28年6月13日》

ので、お目通しをお願いいたします。

3ページをご覧ください。

平成28年度株式会社生田原振興公社の収支計画書について御説明いたします。

まず、収入についてでありますけれども、売上は、入浴売上から受取委託料まで2億2,868万5,000円を見込んでおります。営業外収益は、住宅家賃収入と雑収入で64万5,000円を見込み、収入合計は2億2,933万円の計画となっております。

次に、支出についてでありますけれども、仕入は4,750万円、販売費及び一般管理費は、人件費として職員給料手当から旅費交通費まで7,833万円、維持物件費は、水道光熱費から減価償却費まで7,684万円、諸費は、交際費から雑費まで1,475万円を見込みまして、合わせて1億6,992万円であります。利益を1,191万円と見込み、支出合計を2億2,933万円とした計画となっております。

以上で、株式会社生田原振興公社の経営状況の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号株式会社生田原振興公社の経営状況について終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

澤口農政林務課長。

○農政林務課長（澤口浩幸君） 報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、次のとおり御報告いたします。

平成27年度事業報告書について、別紙により御説明いたしますので、別紙をご覧ください。

第26期（平成27年度）事業報告書で、事業期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までであります。

1ページをお開き願います。

事業の概要について、要約して御説明いたします。

第26期（平成27年度）の農産物加工事業については、おおむね順調に作業が進んだことで、平年作の出来で経過いたしました。

主力のカボチャについては、地場産の原料確保は計画を上回ることができ、当初の計画どおりの実績となりました。

受託加工については、作業効率も上がったことから、計画を上回ることができました。

《平成28年6月13日》

経常利益は若干減少となりましたが、前年度から更に債務超過の解消が図られたところ
です。

今年度末、公社が解散となり、26年の歴史に幕をおろすこととなりましたが、遠軽町
及びえんゆう農協はじめ、各関係企業様に感謝とお礼を申し上げる次第です。

以上が、事業の概要です。

次に、2ページ庶務の概要、3ページ株主名簿及び役員名簿につきましては、記載のと
おりでありますので、お目通し願います。

4ページをお開き願います。

原料・加工実績であります。全体として原料受入、加工数量とも計画を上回る良好な
実績でありました。

5ページをご覧ください。

貸借対照表でありまして、資産の部より御説明いたします。

流動資産につきましては、現金及び預金から立替金まで合わせて1億70万126円。
固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産合わせて3,609万6,7
22円で、資産の部合計は1億3,679万6,848円であります。

次に、負債の部であります。流動負債は買掛金から未払給与まで、合わせて8,55
0万4,199円。固定負債が、長期リース債務14万3,325円で、負債の部合計は
8,564万7,524円あります。

次に、純資産の部であります。資本金は平成27年度4,000万円増資し9,000
万円となりましたので、利益剰余金がマイナス3,885万676円を差し引きますと、
株主資本が5,114万9,324円となり、これが純資産の部合計となります。

これによりまして、負債、純資産の部合計は、資産の部合計と同額の1億3,679万
6,848円あります。

6ページをお開き願います。

損益計算書について御説明いたします。

売上高は、売上高から売上値引戻り高まで2億1,111万8,756円。売上原価は、
期首製品棚卸高から期末製品棚卸高まで1億7,972万7,778円で、売上総利益は
3,139万978円となります。販売費及び一般管理費が2,706万4,921円です
ので、差し引き432万6,057円が当期の営業利益であります。営業外収益についま
しては、受取利息から雑収入まで3万9,062円、営業外費用は支払利息割引料253
万6,811円で、差し引き182万8,308円が経常利益であります。

この経常利益と特別利益、特別損失を合わせた税引前当期純利益は201万1,849
円となり、法人税及び住民税額64万9,754円を差し引いた136万2,095円が当
期純利益であります。

次に、7ページ製造原価報告書、8ページ販売費及び一般管理費明細書は、損益計算書
の内訳で、説明は省略させていただきますので、お目通しを願います。

《平成28年6月13日》

9ページをご覧ください。

株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本について、資本金の当期首残高が5,000万円、当期変動額は増資した4,000万円ですので、当期末残高は9,000万円であります。

利益剰余金は、繰越利益剰余金の当期首残高がマイナス4,021万2,771円、当期変動額は当期純利益の136万2,095円ですので、当期末残高はマイナス3,885万676円であります。利益剰余金合計も同額です。

以上のことから、株主資本の合計は、当期首残高978万7,229円に、当期変動額4,136万2,095円を加えた5,114万9,324円が当期末残高となります。純資産合計も同額であります。

10ページは、監査報告書でありますので、お目通し願います。

以上が、株式会社遠軽農業振興公社の平成27年度の経営状況であります。公社は去る平成28年3月31日解散し、農産物加工事業はえんゆう農協が新たに設立した株式会社遠軽食品に引き継がれることとなりました。これによりまして、かねてより懸案事項でありました行政改革方針による第三セクターの民間移行が果たされました。

今後、同社が本町の農業振興と雇用の確保という点において、新たな柱となっていただけけるよう御期待を申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第2号株式会社遠軽農業振興公社の経営状況について終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第6 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況について御説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社フォーレストパークの経営状況を次のとおり報告いたします。

別紙1が、第21期（平成27年度）の事業報告書で、別紙2が、第22期（平成28年度）の事業計画書となっております。

次のページをお開き願います。

《平成28年6月13日》

別紙1の第21期（平成27年度）事業報告書から御説明いたします。

事業期間につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成27年度事業報告につきましては、読み上げて報告といたします。

平成27年度は、12月3日から人工降雪作業を開始し、ゲレンデコースの準備を進め、12月23日仮オープン、12月26日日本オープンをし、平成28年3月27日をもって営業を終了しました。

シーズンの状況につきましては、ほぼ人工降雪による少ない積雪状況での12月末オープンとなりましたが、その後、まとまった降雪もあったことで、1月上旬には全面オープンができ、一般客のほか、スキー授業や自衛隊等の地元団体に大きな影響を与えることなく集客することができました。

また、12月に呼び込むことができなかった合宿等の地方団体の集客や2年ぶりのえんがるカップアルペン大会、雪中ラグビー大会等のイベントを開催したことで大きなにぎわいを見せ、経済効果を含め、次年度の来場につながるよい結果を得ることができました。

(1) 営業実績概要でございます。

営業期間、平成27年12月23日から平成28年3月27日。営業日数96日、前年同日でございます。リフト利用者数18万6,555人、前年比5,278人増、2.9%の増でございます。売上高2,239万3,490円、前年比142万8,880円の増、6.8%の増でございます。

(2) 平成27年度売上実績表でございます。

別表1のとおりになります。

なお、売上実績表につきましては、2ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

3ページにつきましては、株主名簿及び役員名簿でございますので、こちらのほうもお目通しをお願いいたします。

次に、4ページをお開き願います。

4ページは、貸借対照表でございます。

資産の部につきましては、流動資産は、現金及び預金で412万2,198円。固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産を合わせまして1,542万2,085円で、資産の部合計は1,954万4,283円であります。

負債の部につきましては、流動負債は、預り金、未払法人税等、未払消費税等を合わせて83万9,955円で、負債の部合計も同額であります。

純資産の部につきましては、株主資本は、資本金、利益剰余金を合わせて1,870万4,328円で、純資産の部合計も同額であります。

これによりまして、負債及び純資産の部合計は1,954万4,283円で、資産の部合

《平成28年6月13日》

計と同額になります。

次に、5ページの損益計算書について御説明いたします。

売上高につきましては2,239万3,490円。売上原価は仕入高92万3,949円であり、売上総利益は2,146万9,542円になります。販売費及び一般管理費が3,667万5,879円を要しておりますので、営業利益はマイナス1,520万6,337円であります。営業外収益は、受取利息から雑収入まで87万4,660円、営業外費用では雑損失はゼロ円です。よって、経常利益はマイナス1,433万1,677円となります。特別利益は、受取補助金の2,906万2,000円であります。特別損失は、固定資産圧縮損1,585万6,171円であります。税引前当期純利益はマイナス112万5,848円となり、法人税、住民税及び事業税が20万5,995円ありますので、当期純利益はマイナス133万1,843円となっております。

6ページは、販売費及び一般管理費で、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書について御説明いたします。

株主資本の内訳は、前期末残高は8,000万円で当期変動額がありませんので、8,000万円が当期末残高となります。

繰越利益剰余金の当期純利益がマイナス133万1,843円で、前期末残高がマイナス5,996万3,829円ありますので、当期末残高はマイナス6,129万5,672円となります。

株主資本の合計は8,000万円を加えた1,870万4,328円であり、純資産の合計も同額となります。

次に、8ページをお開き願います。

8ページの監査報告書につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

次に、別紙2をお開き願います。

別紙2の第22期（平成28年度）事業計画書について御説明いたします。

事業計画期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

1ページをお開き願います。

平成28年度事業計画につきましても、読み上げて説明いたします。

1、事業。

人工降雪予定期間、平成28年12月5日から平成29年1月10日。

人工降雪予定日数、実働25日間。

営業予定期間、平成28年12月23日から平成29年3月26日。

営業予定日数、94日間。

営業予定時間、午前9時から午後9時まで。3月は変更がございます。ナイター営業は、午後4時から午後9時まで。日没により、こちらにも変更があります。

《平成28年6月13日》

利用見積人員20万人、ペアリフト13万人、バンビリフト7万人。

売上見積は、リフト券1,800万円、シーズン券400万円、売店・レンタル等170万円、合計2,370万円を予定しております。

2、平成28年度収支計画書は、別表第2のとおりとなっております。

次の2ページに記載しておりますので、お開き願います。

収入につきましては、リフト券・シーズン券から受入補助金まで、合わせて5,343万8,000円の計画でございます。

支出につきましては、商品仕入高から法人税・住民税、また寄附金として町へロジなどの建物、リフトなどの構築物の無償譲渡分1,500万9,000円を合わせて6,612万6,000円の計画でありますので、収支差引合計マイナス1,268万8,000円の収支と見込んでおります。

なお、株式会社フォーレストパークにつきましては、現在検討しております遠軽IC道の駅の運営方法等について、今後時間をかけて協議するためにも、施設が供用されるまでのつなぎ役として引き続き業務を継続させていただきまして、予定としましては、町からの運営補助金が11月分までの期間として支出しておりますことから、12月から指定管理者として業務を開始したいと考えているところでございます。

平成28年度の事業計画については、現時点では指定管理者の決定がされていないこともありまして、例年どおり4月から来年3月までの事業計画をお示ししておりますことを御理解いただきたいと思います。

以上で、株式会社フォーレストパークの経営状況報告の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第3号株式会社フォーレストパークの経営状況について終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 報告第4号平成27年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 報告第4号平成27年度遠軽町一般会計繰越明許費について御説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページをお開き願います。

《平成28年6月13日》

平成27年度遠軽町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業につきましては、3,055万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金670万円、地方債670万円、一般財源は1,715万8,000円です。地方創生加速化交付金事業につきましては、3,303万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金3,142万3,000円、一般財源は160万7,000円です。

3款民生費1項社会福祉費、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業につきましては、1億572万7,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は国道支出金1億572万7,000円です。

6款農林水産業費1項農業費、道営草地整備事業につきましては800万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、一般財源800万円です。

8款土木費6項住宅費、ふくろ団地公営住宅建設事業につきましては、1億6,050万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金5,761万5,000円、地方債6,950万円、一般財源は3,338万5,000円です。ふくろ団地集会所建設事業につきましては、1億1,550万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金5,000万円、地方債5,490万円、一般財源は1,060万円です。

10款教育費2項小学校費、白滝小学校改修事業につきましては、2,499万2,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金833万円、地方債1,660万円、一般財源は6万2,000円です。

3項中学校費、遠軽中学校大規模改修事業につきましては、3億7,151万8,000円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳につきましては、未収入特定財源は、国道支出金2,565万円、地方債3億3,680万円、一般財源は906万8,000円です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第4号平成27年度遠軽町一般会計繰越明許費についてを終わります。

◎日程第8 承認第1号から日程第10 承認第3号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、日程第9 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、日程第10 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、以上3件は関連がありますので、一括して議題とします。

《平成28年6月13日》

上程の順により提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、地方交付税等が確定したため、平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）を定めることについて、平成28年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第14号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7,382万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億9,630万7,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

1款町税につきましては、1項町民税に5,889万8,000円を追加、2項固定資産税に3,430万1,000円を追加、3項軽自動車税を86万8,000円減額、4項たばこ税に815万7,000円を追加、5項入湯税に50万8,000円を追加、6項都市計画税に239万2,000円を追加し、総額を21億14万9,000円としたものです。

2款地方譲与税につきましては、1項地方揮発油譲与税に505万7,000円を追加、2項自動車重量譲与税に1,620万1,000円を追加し、総額を1億8,125万8,000円としたものです。

3款利子割交付金につきましては、1項利子割交付金を35万6,000円減額し、総額を364万4,000円としたものです。

4款配当割交付金につきましては、1項配当割交付金に293万9,000円を追加し、総額を593万9,000円としたものです。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、1項株式等譲渡所得割交付金に568万2,000円を追加し、総額を608万2,000円としたものです。

6款地方消費税交付金につきましては、1項地方消費税交付金に1億8,956万2,000円を追加し、総額を4億3,956万2,000円としたものです。

7款自動車取得税交付金につきましては、1項自動車取得税交付金に964万5,000

《平成28年6月13日》

0円を追加し、総額を2,764万5,000円としたものです。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金に136万7,000円を追加し、総額を486万7,000円としたものです。

9款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に73万5,000円を追加し、総額を773万5,000円としたものです。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税に4億1,539万円を追加し、総額を77億6,539万円としたものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,261万6,000円を追加、2項国庫補助金を553万6,000円減額し、総額を14億4,648万9,000円としたものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に913万円を追加し、総額を6億1,222万2,000円としたものです。

16款財産収入につきましては、1項財産運用収入に46万6,000円を追加し、総額を5,106万6,000円としたものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に1,909万円を追加し、総額を5,252万9,000円としたものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を2億7,726万1,000円減額し、総額を2,130万円としたものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に60万5,000円を追加し、総額を2億4,177万6,000円としたものです。

21款町債につきましては、1項町債を3,490万円減額し、総額を28億7,060万円としたものです。

これによりまして、歳入合計161億2,248万7,000円に4億7,382万円を追加し、総額を165億9,630万7,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に5億3,879万1,000円を追加し、総額を33億1,142万9,000円としたものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費を2,786万8,000円減額し、総額を27億9,763万6,000円としたものです。

8款土木費につきましては、2項道路橋りょう費を4,310万3,000円減額し、総額を23億9,316万6,000円としたものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に600万円を追加し、総額を26億7,034万円としたものです。

これによりまして、歳出合計161億2,248万7,000円に4億7,382万円を追加し、総額を歳入歳出同額の165億9,630万7,000円としたものです。

《平成28年6月13日》

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。4ページをお開き願います。

地方債につきましては、丸瀬布厚生病院医療機器整備事業から丸瀬布学校給食センター整備事業までの7事業について、それぞれ額の確定により限度額を変更したものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。14ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費15目基金運営費、基金運営事業5億3,879万1,000円につきましては、地方交付税等の確定、指定寄附、基金利子の確定に伴うものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、国民健康保険事業2,680万6,000円の減額は、国民健康保険特別会計の補正に伴うものです。後期高齢者医療事業106万2,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴うものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費及び5目診療所費は、財源の振り替えです。

2項清掃費2目塵芥処理費は、財源の振り替えです。

8款土木費2項道路橋りょう費2目道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持事業2,652万円の減額及び除雪対策事業1,658万3,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、奨学資金貸付事業600万円は、指定寄附によるものです。

2項小学校費2目教育振興費は、財源の振り替えです。

3項中学校費2目教育振興費及び3目学校建設費は、財源の振り替えです。

4項学校給食費1目小中学校給食費は、財源の振り替えです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款町税1項町民税1目個人町民税3,924万円は、現年度課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

2目法人町民税1,965万8,000円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

2項固定資産税1目固定資産税3,430万1,000円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

3項軽自動車税1目軽自動車税86万8,000円の減額は、現年課税分及び滞納繰越分の減額です。

4項たばこ税1目町たばこ税815万7,000円は、現年課税分の追加です。

5項入湯税1目入湯税50万8,000円は、現年課税分の追加です。

6項都市計画税1目都市計画税239万2,000円は、現年課税分の追加、滞納繰越分の減額です。

《平成28年6月13日》

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税 1 目地方揮発油譲与税は、505 万 7,000 円の追加です。

2 項自動車重量譲与税 1 目自動車重量譲与税は、1,620 万 1,000 円の追加です。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金 1 目利子割交付金は、35 万 6,000 円の減額です。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金 1 目配当割交付金は、293 万 9,000 円の追加です。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金 1 目株式等譲渡所得割交付金は、568 万 2,000 円の追加です。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金 1 目地方消費税交付金は、1 億 8,956 万 2,000 円の追加です。

7 款自動車取得税交付金 1 項自動車取得税交付金 1 目自動車取得税交付金は、964 万 5,000 円の追加です。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、136 万 7,000 円の追加です。

9 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金 1 目地方特例交付金は、73 万 5,000 円の追加です。

10 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 4 億 1,539 万円は、普通交付税及び特別交付税の追加です。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 1,261 万 6,000 円は、国民健康保険基盤安定負担金の追加です。

2 項国庫補助金 5 目土木費国庫補助金 559 万 8,000 円の減額は、道路ストック総点検補修事業交付金及び橋梁長寿命化補修事業交付金の減額です。

6 目教育費国庫補助金 6 万 2,000 円は、要保護児童生徒就学援助費補助金の減額、特別支援教育就学奨励費補助金の追加、へき地児童生徒援助費等補助金の減額です。

15 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 913 万円は、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者医療基盤安定負担金の追加です。

16 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金 46 万 6,000 円は、基金利子の追加です。

17 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 1,473 万円は、まちづくり振興資金として 2 件、810 万円、社会福祉振興資金として 2 件、53 万円、スポーツ振興資金として 1 件、10 万円、奨学資金として 2 件、600 万円の指定寄附をいただいたものです。

3 目ふるさと納税寄附金 436 万円は、534 件のふるさと納税をいただいたものです。

18 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金は、2 億 7,726 万 1,000 円の減額です。

《平成 28 年 6 月 13 日》

20款諸収入5項雑入6目雑入60万5,000円は、宝くじ交付金の追加です。

21款町債1項町債3目衛生債2,050万円の減額は、丸瀬布厚生病院医療機器整備事業債、歯科診療所医療機器整備事業債及びごみ焼却施設整備事業債の減額です。

6目土木債1,180万円の減額は、道路橋りょう事業債及び除雪機械整備事業債の減額です。

8目教育債260万円の減額は、遠軽中学校大規模改修事業債及び丸瀬布学校給食センター整備事業債の減額です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時20分まで、暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、報告し承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第2号につきましては、国庫支出金等が確定したため、平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、平成28年3月31日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,085万9,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金を3,764万円減額、2項国庫補助金に2,831万円を追加し、総額を5億136万1,000円としたものです。

6款道支出金につきましては、2項道補助金に2,221万4,000円を追加し、総額を1億5,759万1,000円としたものです。

7款共同事業交付金につきましては、1項共同事業交付金を4,234万5,000円減

《平成28年6月13日》

額し、総額を5億5,173万9,000円としたものです。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を2,680万6,000円減額し、総額を3億2,982万4,000円としたものです。

10款繰越金につきましては、1項繰越金に5,298万4,000円を追加し、総額を7,957万円としたものです。

これによりまして、歳入合計28億2,414万2,000円から328万3,000円を減額し、総額を28億2,085万9,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費を328万3,000円減額し、総額を17億3,170万円としたものです。

これによりまして、歳出合計28億2,414万2,000円から328万3,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の28億2,085万9,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費328万3,000円の減額は、保険者負担分の確定に伴うものと財源の振り替えです。

3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金は、財源の振り替えです。

6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金は、財源の振り替えです。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金2目保険財政共同安定化事業拠出金は、財源の振り替えです。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金3,764万円の減額は、療養給付費負担金及び後期高齢者支援金負担金の減額です。

2項国庫補助金1目財政調整交付金2,831万円の追加は、普通調整交付金の追加と特別調整交付金の減額です。

6款道支出金2項道補助金1目財政調整交付金2,221万4,000円の追加は、北海道普通調整交付金の減額と北海道特別調整交付金の追加です。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金は、1,350万6,000円の追加です。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、5,585万1,000円の減額です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2,680万6,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の追加とその他一般会計繰入金の減額です。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金5,298万4,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第3号につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したため、平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、平成28年3月31日付で専決処分をしたものです。

次のページをお開き願います。

平成27年度遠軽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ488万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,873万7,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、1項後期高齢者医療保険料を552万9,000円減額し、総額を1億9,721万9,000円としたものです。

4款繰入金につきましては、1項他会計繰入金を106万2,000円減額し、総額を9,978万3,000円としたものです。

5款繰越金につきましては、1項繰越金に170万7,000円を追加し、総額を170万8,000円としたものです。

これによりまして、歳入合計3億362万1,000円から488万4,000円を減額し、総額を2億9,873万7,000円としたものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1項後期高齢者医療広域連合納付金を488万4,000円減額し、総額を2億9,588万3,000円としたものです。

これによりまして、歳出合計3億362万1,000円から488万4,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の2億9,873万7,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者

《平成28年6月13日》

医療広域連合納付金488万4,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合事務費負担金及び保険料負担金の減額と基盤安定負担金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料1目後期高齢者医療保険料552万9,000円は、現年度分保険料の減額です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金106万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の追加とその他一般会計繰入金の減額です。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金170万7,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、14ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款民生費、16ページから17ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款衛生費、18ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款土木費、22ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款教育費、24ページから31ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款町税、8ページから9ページ。

稲場仁子議員。

○4番（稲場仁子君） 町税のところを見ますと、現年度課税分は増えているのですけれども、残念ながら滞納分が、町民税、法人税、それから固定資産税ともに、軽自動車税もそうですけれども、当初の予定よりも減っているという部分で、滞納に対する対策がしっかり行われているのかどうか、その辺の考え方をちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（前田篤秀君） 会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 滞納繰越分につきましては、貴重な自主財源を確保するために、滞納者の実情に応じて、誠意のない滞納者に対しては差し押さえ等を実施しております。ただ、税務調査をしまして財産だとかを調査するわけですが、なかなか差し

押さえをする財産がなくなっているというところもありまして、補正額は減になってしまったという要因もございます。

○議長（前田篤秀君） 稲場仁子議員。

○4番（稲場仁子君） 恐らく、滞納繰り越し、古い分が残っていらっしゃる方がかなりいらっしゃるのかなと思うのですけれども、例えば本当に大変で、分納したりとかとなさっている方もいらっしゃると思いますけれども、中には悪質な、払えるのだけれども払わないような方もいるのではないかと思うのですが、もう少し強化していくというようなお考えは持ち合わせてはいらっしゃらないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 貴重な自主財源でございますので、今、おっしゃられたとおり差し押さえを積極的にいたしまして、自主財源の確保をしていきたいと考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2款地方譲与税、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3款利子割交付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款配当割交付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款株式等譲渡所得割交付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 6款地方消費税交付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 7款自動車取得税交付金、8ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 9款地方特例交付金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 10款地方交付税、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 14款国庫支出金、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 15款道支出金、10ページから11ページ。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 16款財産収入、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 17款寄附金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 18款繰入金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 20款諸収入、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 21款町債、10ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、第2表 地方債補正、4ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) これをもって、承認第1号の質疑を終わります。
次に、承認第2号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、
歳出より各款ごとに行います。
2款保険給付費、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 3款後期高齢者支援金等、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款介護納付金、12ページから13ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款共同事業拠出金、14ページから15ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。
3款国庫支出金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 6款道支出金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 7款共同事業交付金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 9款繰入金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長(前田篤秀君) 10款繰越金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)

《平成28年6月13日》

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 5款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

以上で、承認3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第1号表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第1号表彰について御説明いたします。

遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて、議会の議決を求めるものであります。

初めに、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町丸瀬布中町54番地、涌島正成様から社会福祉振興資金として50万円、神奈川県横浜市港北区下田町1丁目19番8号、吉田比呂樹様からまちづくり振興資金として50万円、遠軽町南町3丁目2番地124、東海林強様から子育て支援資金として1,000万円、それぞれ御寄附をいただいたものであります。

次に、遠軽町表彰条例第2条第3号エに該当いたします社会功労でありまして、遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組様から奨学資金貸付資金として300万円の御寄附をいただいたものであります。

以上、3件の個人、1件の団体につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく、提案をするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号から日程第14 議案第4号まで

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について、日程第13 議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について、日程第14 議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について、以上3件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長（舟木淳次君） 議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明をいたします。

北空知学校給食組合が脱退すること及び北海道市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

第1条は、「健全化を」を「健全化に」改めるものです。

第3条は、別表に掲げる「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改めるものです。

第5条は、表中の互選の方法について、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例、別表第1の所管区域に定める地域」に改めるものです。

別表につきましては、北空知学校給食組合の脱退及び第3条の改正に伴い、表題を「組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合」に改めるとともに、別表を改めるものです。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について御説明いたします。

北空知学校給食組合が脱退すること及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

北空知学校給食組合が脱退することに伴い、別表第1から「北空知学校給食組合」を削るものです。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合同約の変更について御説明いたします。

《平成28年6月13日》

北空知学校給食組合が脱退すること及び北海道市町村総合事務組規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、次のページ、参考資料、新旧対照表により御説明をいたします。

北空知学校給食組合が脱退することに伴い、別表第1につきまして、空知総合振興局(34)の項中、34を「33」に改めるとともに、別表第1、別表第2の項中、「北空知学校給食組合」を削るものです。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これにより、上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第2号北海道市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成28年6月13日》

次に、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号北海道市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号及び日程第16 議案第6号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第15 議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、日程第16 議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について、以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長(金沢一彦君) 議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について御説明いたします。

建築基準法第49条第1項の規定により、都市計画法第8条第1項第2号の規定による特別用途地区内における特定の建築物の用途を制限するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例。

本条例は、第1条から第8条までの構成になっております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、建築基準法に基づき、都市計画法で規定する地区で、特定の建築物の用途の制限に関して必要な事項を定めるものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、この条例において使用する用語について定めるものです。

第3条は、適用区域に関する規定でありまして、都市計画法の規定により特別用途地区として、町長が告示した区域に適用することについて定めるものです。

第4条は、建築物の制限に関する規定でありまして、第1項は、建築してはならない建築物を定めるものです。第2項は、許可する場合の意見徴収について、それぞれ定めるも

のです。

第5条は、既存の建築物に対する制限の緩和に関する規定でありまして、建築基準法による既存不適格となる建築物の取り扱いについて、その規定を定めるものです。

第6条は、委任に関する規定でありまして、必要な事項は規則で定めるものです。

第7条は、罰則に関する規定でありまして、罰金を定めるものです。

第8条は、両罰規定に関する規定でありまして、法人等に対して罰金を定めるものです。

附則として、第1項から第4項までございまして、附則第1項として、この条例は遠軽都市計画特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。附則第2項として、遠軽町特別工業地区建築条例を廃止する。附則第3項、第4項は、経過措置等を定めるものです。

また、参考資料としまして、本条例に基づく規則を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について御説明いたします。

建築基準法第49条の2の規定により、都市計画法第8条第1項第2号の2の規定による特定用途制限地域内における特定の建築物及び工作物の用途を制限するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例。

本条例は、第1条から第10条までの構成になっております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、建築基準法に基づき、都市計画法で規定する地域内で、特定の建築物及び工作物の用途の制限に関して必要な事項を定めるものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、この条例において使用する用語について定めるものです。

第3条は、適用区域に関する規定でありまして、都市計画法の規定により特定用途制限地域として、町長が区域に適用する旨を定めるものです。

第4条は、建築物の制限に関する規定でありまして、第1項は、用途制限地域内において建築してはならない建築物について、第2項は、許可する場合の意見徴収について、それぞれ定めるものです。

第5条は、既存の建築物に対する制限の緩和に関する規定でありまして、建築基準法による既存不適格となる建築物の取り扱いについて、その規定を定めるものです。

第6条は、用途の変更に対する準用に関する規定でありまして、第1項は、用途を変更する場合において、第2項は、適用を受けない建築物についての用途の変更について、そ

《平成28年6月13日》

れぞれ定めるものです。

第7条は、工作物への準用に関する規定でありまして、規定を準用して読み替えることについて定めるものです。

第8条は、委任に関する規定でありまして、施行に関し規則で定めるものです。

第9条は、罰則に関する規定でありまして、罰金を定めるものです。

第10条は、両罰規定に関する規定でありまして、法人等に対して罰金を定めるものです。

附則として、この条例は、遠軽都市計画特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示の日から施行するものです

なお、参考資料としまして、本条例に基づく規則を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第5号遠軽町特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、議案第6号遠軽町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定については、なお審査の必要があると思われまますので、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、一括上程しました議案2件は、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査にすることに決定いたしました。

1時まで、暫時休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 17 議案第 7 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 17 議案第 7 号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 議案第 7 号遠軽町手数料条例の一部改正について御説明いたします。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正及び都市の低炭素化の促進に関する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例。

遠軽町手数料条例（平成 17 年遠軽町条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略しまして、17 ページの次、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第 2 条、手数料の事項及び金額等につきまして、「別表第 9」を「別表第 12」に改めるものです。

次に、別表第 6、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料につきまして、手数料を徴収する事項において、計画変更の認定申請に対する審査、区分を「第 3 項」、「第 4 項」として新たに設け、第 1 項より、それぞれ「住宅の新築、住宅の増築又は改築の区分及び住宅の戸数に応じた手数料」に改めるものであります。

次に、3 ページの別表第 8、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料につきまして、認定審査、変更認定審査にかかる手数料を戸数及び床面積に応じて定め、また都市の低炭素に関する法律の規定に基づく調査機関による技術的審査を受けたものについても同様に手数料を定めるものであります。

次に、8 ページの別表第 9、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料につきましては、認定審査、変更認定審査にかかる手数料を戸数及び床面積に応じて定め、また建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく判定機関等による技術的審査を受けたものについても同様に手数料を定めるものであります。

次に、13 ページの別表第 10、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料につきまして、認定審査にかかる手数料を床面積に応じて定め、また建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく評価機関等による技術的審査を受けたものについても同様に手数料を定めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

《平成 28 年 6 月 13 日》

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第18 議案第10号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋社会教育課長。

○社会教育課長（堀嶋英俊君） 議案第10号遠軽町体育施設条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、えんがるロックバレースキー場を遠軽町体育施設にするため、遠軽町体育施設条例の一部を改正するものです。

次のページの別紙をお開き願います。

遠軽町体育施設条例の一部を改正する条例でありまして、遠軽町体育施設条例の一部を次のように改正するものです。

改正の内容は、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町体育施設条例（抜粋）新旧対照表でありまして、指定管理者による管理、第3条第3項中、「別表第15」とあるのを「別表第16」に改め、開設期間等、第6条第1項の表に、名称に「えんがるロックバレースキー場」、開設期間に「11月1日から翌年5月31日までの使用可能な期間」、開設時間に「午前9時から午後9時まで」をそれぞれ加え、使用料、第12条中、「別表第15」とあるのを「別表第16」に改めるものです。

次のページをお開き願います。

別表第1（第2条関係）、名称及び位置の表に、名称に「えんがるロックバレースキー場」、位置に「遠軽町野上150番地1」をそれぞれ加え、別表第15の次に「別表第16（第12条関係）、えんがるロックバレースキー場使用料金表」として、「発券区分」、「使用区分」、「金額」について、表にありますペアリフト1回券からナイター

シーズン券までの料金表及び以降の各項目を加えるものです。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、平成28年12月1日から施行することとし、また、指定管理者の指定及びその必要な手続、その他の行為は施行の前日に行うことができるとするものです。

以上、議案第10号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町体育施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菊地子育て支援課長。

○子育て支援課長（菊地 隆君） 議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたのに伴い、本条例の一部を改正するものです。

別紙をご覧ください。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。省略いたしまして、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料をお開き願います。

遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。第11条第3項第4号中、中学校の次に「、義務教育学校」を加えるものです。

別紙に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号

○議長(前田篤秀君) 日程第20 議案第12号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長(鈴木 浩君) 議案第12号工事請負契約の締結について御説明をいたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成28年度(仮称)スポーツ広場整備工事その1であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は6億2,964万円であります。

契約の相手方は、渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町南町3丁目1番地、株式会社渡辺組、代表取締役渡辺博行、構成員、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組、代表取締役社長管野伸一、構成員、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、5月30日、丹野工業株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体が6億2,964万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表2番に記載をしておりますので、御参照願います。

渡辺・管野・大同特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第13号

○議長(前田篤秀君) 日程第21 議案第13号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長(鈴木 浩君) 議案第13号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成28年度(仮称)スポーツ広場整備工事その2であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は1億4,947万2,000円であります。

契約の相手方は、茶木・日新特定建設工事共同企業体。代表者、紋別郡遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚、構成員、紋別郡遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀であります。

この工事につきましては、5月30日、丹野工業株式会社ほか4社により指名競争入札を行い、茶木・日新特定建設工事共同企業体が1億4,947万2,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表3番に記載をしておりますので、御参照願います。

茶木・日新特定建設工事共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、11月30日の完成を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 4 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 2 議案第 1 4 号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第 1 4 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、戸籍電算システム機器等一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、サーバー 3 台、サーバー周辺機器一式、無停電電源装置 3 台、バックアップ装置 1 台、パソコン 5 台、複合機 5 台、プリンタ 1 台、戸籍電算システムソフトウェア一式であります。

前のページにお戻り願います。

取得の方法は随意契約でありまして、取得価格は 2,851 万 2,000 円であります。

取得の相手方は、東京都中央区銀座 7 丁目 1 6 番 1 2 号、リコージャパン株式会社、代表取締役佐藤邦彦であります。

この財産の取得につきましては、5 月 3 0 日、リコージャパン株式会社と見積もり合わせを行い、2,851 万 2,000 円で決定をしております。

見積もり合わせの執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札等状況の一覧表 1 番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、リコージャパン株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、9 月 3 0 日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 4 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 1 5 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 3 議案第 1 5 号財産の取得についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

鈴木情報管財課長。

○情報管財課長（鈴木 浩君） 議案第 1 5 号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪グレーダ 1 台であります。

取得の方法は指名競争入札でありまして、取得価格は 2, 4 7 3 万 2, 0 0 0 円であります。

取得の相手方は、東京都中野区本町 1 丁目 3 2 番 2 号、キャタピラーイーストジャパン株式会社、代表取締役矢口教であります。

この財産の取得につきましては、5 月 3 0 日、共栄自動車工業株式会社ほか 6 社により指名競争入札を行い、キャタピラーイーストジャパン株式会社が 2, 4 7 3 万 2, 0 0 0 円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付しております財産の取得に係る入札等状況の一覧表 2 番に記載しておりますので、御参照を願います。

なお、キャタピラーイーストジャパン株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、1 1 月 4 日を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 5 号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 議案第 8 号から日程第 2 7 議案第 1 7 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 4 議案第 8 号遠軽町災害見舞金支給条例の一部改正について、日程第 2 5 議案第 9 号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について、日程第 2 6 議案第 1 6 号財産の処分について、日程第 2 7 議案第 1 7 号

《平成 2 8 年 6 月 1 3 日》

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）、以上4件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第8号遠軽町災害見舞金支給条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、災害見舞金を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例。

遠軽町災害見舞金支給条例（平成17年遠軽町条例第83号）の一部を次のように改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページ、参考資料、遠軽町災害見舞金支給条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

別表（第4条関係）表中、被害区分、住宅のうち、全焼、全壊、流失、埋没につきましては、1世帯につき「単身者1万円、2人以上の世帯3万円」を1世帯につき「10万円」、半焼、半壊、床上浸水につきましては、1世帯につき「単身者5,000円、2人以上の世帯1万円」を1世帯につき「5万円」に改め、被害区分、人身のうち、死亡につきましては、1人につき「2万円」を1人につき「10万円」、負傷（1か月以上の入院）につきましては、1人につき「1万円」を1人につき「2万円」に改めるものです。

別紙に戻りまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の遠軽町災害見舞金支給条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 菊地子育て支援課長。

○子育て支援課長（菊地 隆君） 議案第9号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正するものです。

別紙、遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例を省略いたしまして、新旧対照表により説明いたします。

参考資料、1ページをお開き願います。

遠軽町保育所条例であります。第9条第1項の表、備考3の表中、第3階層の保育料の額を3歳未満児、3歳以上児の保育標準時間、保育短時間、それぞれを現行の保育料の「半額」に改め、新たに「第4階層（うち市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満）」を加え、保育料の額（月額）に3歳未満児の保育標準時間は「9,000円」を、保育短時間は「8,880円」を、3歳以上児の保育標準時間は「8,100円」を、保育

《平成28年6月13日》

短時間は「7,980円」を加えるものです。

同表備考4中、「(注)10円未満の端数は切り捨てる」を「(注)1、市町村民税の所得割の額が5万7,700円未満の場合は、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。)の範囲で、最年長の子から順に2人目の小学校就学前子どもに係る保育料の額については、保育料基準額表に定める額に2分の1を乗じた額とし、3人目以降の小学校就学前子どもに係る保育料の額については、無料とする。ただし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)であって、市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満の場合は、最年長の子から順に2人目以降に係る保育料の額については、無料とする。2、10円未満の端数は切り捨てる。」に改めるものです。

参考資料、3ページをご覧ください。

遠軽町へき地保育所条例であります。第10条第1項の表、備考2の表中、第3階層の保育料の額を「1,970円」に改め、新たに「第4階層(うち市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満)」を加え、保育料の額(月額)に「4,050円」を加えるものです。

同表備考3中、「(注)10円未満の端数は切り捨てる」を「(注)1、市町村民税の所得割の額が5万7,700円未満の場合は、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。)の範囲で、最年長の子から順に2人目の小学校就学前子どもに係る保育料の額については、保育料基準額表に定める額に2分の1を乗じた額とし、3人目以降の小学校就学前子どもに係る保育料の額については、無料とする。ただし、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等(政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)であって、市町村民税の所得割の額が7万7,101円未満の場合は、最年長の子から順に2人目以降に係る保育料の額については、無料とする。2、10円未満の端数は切り捨てる。」に改めるものです。

別紙に戻りまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の規定は、平成28年4月1日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) 佐藤企画課長。

○企画課長(佐藤祐治君) 議案第16号財産の処分について御説明いたします。

高規格幹線道路旭川紋別自動車道の延伸工事に伴いまして、旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路の用地として財産を処分するため、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

処分する財産ですが、一つ目が土地でございます。場所につきましては、財産に関する資料、赤番3をご覧くださいと思います。

《平成28年6月13日》

お開きいただきまして、1ページは位置図でございまして、図面上ではロックバレースキー場周辺になり、スキー場ロッジの瀬戸瀬側から豊里方面への土地となります。

2ページをご覧願います。

上が国道、左側が瀬戸瀬方面となります。処分する財産の所在は①から⑫で、灰色の太字線で囲った部分となります。印刷の関係上見づらい部分がありますことを御容赦願いたいと思います。

まず、遠軽町野上、地番が150番1、地目は山林、地積が236万1,096平米のうち①から③の3か所で、面積が合計2万3,972.61平米となります。

次に、遠軽町豊里、地番が536番1、地目は原野、地積が9,342平米の内④の部分で、面積が6,099.61平米です。同じく豊里、地番が539番2、地目が山林、地積が1万3,761平米の内⑤、⑥の2か所で、面積は合計7,322.56平米となります。同じく豊里、地番541番2、地目は原野、地積が3,586平米の内⑦の部分で、面積が2,617.47平米です。同じく豊里、地番が613番、地目が公衆用道路、⑧の部分全地でございまして、面積が539.35平米です。同じく豊里、地番615番、地目が雑種地、⑨の部分全地で、面積が1,556.70平米です。

次に、国道からのロックバレースキー場入り口付近で、若干小さくて見づらいのですが、同じく豊里、地番538番1、地目が原野、地積が3,507平米の内⑩の部分で、面積が133.10平米です。同じく豊里、地番614番、地目は公衆用道路、⑪の部分全地で、面積が46.59平米です。最後に、豊里、地番616番、地目が雑種地、⑫の部分全地で、面積が354.76平米です。

以上、合計処分面積は4万2,642.75平米となります。

次に、処分する財産の二つ目ですが、処分する土地にございます立木でございます。

議案に戻っていただきまして、別紙、処分する財産をご覧願います。

所在が同じく遠軽町野上150番1ほかになります。

種類につきましては、アカエゾマツ12本、カラマツ42本、ストロブマツ4本、トウヒ47本、トドマツ735本、アサダ152本、イタヤ1,145本、エゾウコギ4本、エゾヤマザクラ86本、エンジュ129本、オニグルミ15本、カタスギ149本、カツラ11本、キハダ1本、クリ2本、コブシ46本、サワシバ10本、シナノキ925本、シュウリザクラ21本、シラカンバ424本、センノキ59本、タラノキ5本、ドロノキ63本、ニワトコ4本、ノリウツギ10本、ハクウンボク11本、ハシドイ60本、ハルニレ206本、ハンノキ309本、ホオノキ106本、ミズキ118本、ミズナラ975本、ヤチダモ137本、ヤナギ512本、ヤマウルシ9本、ヤマグワ28本、トドマツ381本、カラマツ39本、合計6,992本であります。

なお、トドマツ、カラマツについての重複記載は、天然生林と人工林との区別をするものでありまして、表の一番下のトドマツ381本、カラマツ39本は、人工林でありまして、それ以外はすべて天然生林ということで御理解いただきたいと思っております。

《平成28年6月13日》

次に、処分の方法といたしましては、相手方が国土交通省でありまして、随意契約とし、処分予定価格といたしまして827万4,442円でございます。

以上、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第17号平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

平成28年度遠軽町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4,596万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億2,290万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の追加は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

12款分担金及び負担金につきましては、1項負担金を311万9,000円減額し、総額を1億5,144万8,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に24万5,000円を追加、2項国庫補助金に3,439万6,000円を追加し、総額を11億6,124万円とするものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に17万3,000円を追加、2項道補助金に7億645万5,000円を追加、3項委託金に31万5,000円を追加し、総額を12億8,120万円とするものです。

16款財産収入につきましては、2項財産売払収入に827万4,000円を追加し、総額を4,554万4,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に1,404万9,000円を追加し、総額を1,405万2,000円とするものです。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を1,580万7,000円減額し、総額を5億608万1,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に2,818万7,000円を追加し、総額を2億7,777万2,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に1億7,280万円を追加し、総額を30億380万円とするものです。

これによりまして、歳入合計161億7,693万9,000円に9億4,596万8,000円を追加し、総額を171億2,290万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に2,717万6,000円を追加し、総額

を30億9,267万7,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に2,655万8,000円を追加、2項児童福祉費に116万1,000円を追加し、総額を28億3,214万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に280万円を追加し、総額を16億1,999万4,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に8億6,404万円を追加、2項林業費に1,100万円を追加し、総額を12億2,563万4,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に1,268万3,000円を追加し、総額を4億4,411万7,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に55万円を追加し、総額を21億4,797万8,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計161億7,693万9,000円に9億4,596万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の171億2,290万7,000円とするものです。

次に、第2表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、麦乾燥調製貯蔵施設整備事業を追加し、限度額を1億7,280万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

11ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費600万1,000円は、旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路整備に伴う支障物件の撤去に係る経費として、ロックバレースキー場附帯施設撤去工事280万1,000円、北海道の市町村連携地域モデル事業による湧別町、遠軽町、佐呂間町による地元の食材を活用した特産品等の開発・普及に係る経費としてYESプロジェクト推進会議負担金100万円、一般財団法人自治総合センターの助成事業による生田原地区自治会連合会の移動式音響設備等整備に係る経費としてコミュニティ助成事業補助金220万円を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業399万9,000円は、指定寄附3件、17万円、ふるさと納税寄附金573件、382万9,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

17目地方創生推進費、地方創生推進交付金事業1,717万6,000円は、グリーンツーリズムと冬の観光資源を活用した交流人口拡大事業に係る経費として、遠軽町観光振興協議会補助金1,717万6,000円を計上するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金等支給事業2,540万3,000円は、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得

の少ない方に対し暫定的臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金及び賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するために実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に係る経費として、時間外及び休日勤務手当112万5,000円、賃金職分社会保険料13万円、臨時職員賃金79万1,000円、消耗品費18万1,000円、印刷製本費26万2,000円、通信運搬費110万2,000円、手数料45万4,000円、総合行政情報システム改修業務委託料185万8,000円、臨時福祉給付金1,350万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金600万円を計上するものです。

臨時福祉給付金につきましては、対象者4,500人を見込み、1人につき3,000円、年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、対象者200人を見込み、1人につき3万円を支給するものです。

災害扶助事業100万円は、災害見舞金の改定に伴い、災害扶助費を追加するものです。

5目社会福祉施設費、母子通園センター管理事業15万5,000円は、嘱託職員の任用に伴い、費用弁償を追加するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業116万1,000円は、子ども・子育て新支援制度における多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減に伴い、総合行政情報システム改修業務委託料81万円、施設型給付費負担金35万1,000円を追加するものです。

5目保育所費は、財源の振り替えです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業280万円は、北海道の市町村連携地域モデル事業による湧別町及び佐呂間町との連携による産婦人科医師確保に係る経費として、遠軽地域医療対策連携会議負担金を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業関係団体助成事業8億6,404万円は、えんゆう農業協同組合が事業主体で実施する麦乾燥調製貯蔵施設整備に係る経費として、麦乾燥調製貯蔵施設整備事業補助金8億6,404万円を計上するものです。補助対象事業費の2分の1を国、遠軽町と湧別町が同額の合わせて4分の1を補助するもので、国の補助金6億9,123万2,000円と遠軽町の補助金1億7,280万8,000円を合わせて計上し、町の補助金の財源は過疎対策事業債とするものです。

2項林業費1目林業振興費、林業振興一般経費1,100万円は、国の補助制度により実施する事業者への苗木安定供給推進事業補助金を計上するものです。財源は、全額道支出金によるものです。

7款商工費1項商工費3目消費者行政推進費、消費行政一般経費28万3,000円は、消費生活の安全・安心を図るための事業に係る経費として、消費生活講座講師謝礼金14万8,000円、消費者啓発報償費13万5,000円を計上するもので、財源は、全額道支出金によるものです。

5目観光施設費、太陽の丘えんがる公園管理運営事業1,240万円は、複合遊具の設

置に係る経費として、太陽の丘えんがる公園複合遊具設置工事を計上するものです。指定寄付金1,000万円を充当して実施するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費50万円は、遠軽高等学校吹奏楽局のマーチングユニフォーム購入に係る経費として、遠軽高等学校教育振興補助金50万円を計上するもので、指定寄附によるまちづくり振興基金繰入金50万円を充当して実施するものです。奨学資金貸付事業5万円は、指定寄附により奨学資金貸付基金操出金を追加するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金311万9,000円の減額は、多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減に伴う保育所保育料及びへき地保育所保育料の減額です。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金24万5,000円は、多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減に伴う施設型給付費負担金の追加です。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金858万8,000円は、地方創生推進交付金の追加です。

2目民生費国庫補助金2,580万8,000円は、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金に係る補助金の追加です。多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減に伴うシステム改修に係る子どものための教育・保育事業費補助金の追加です。

15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金17万3,000円は、多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減に伴う施設型給付費負担金の追加です。

2項道補助金1目総務費道補助金100万円及び3目衛生費道補助金280万円は、北海道の市町村連携地域モデル事業による特産品等の開発・普及及び産婦人科医師確保等に係る地域づくり総合交付金の追加です。

4目農林水産業費道補助金7億223万2,000円は、麦乾燥調製貯蔵施設に係る産地パワーアップ事業補助金及び苗木安定供給推進事業補助金の追加です。

6目商工費道補助金42万3,000円は、消費者行政活性化事業補助金の追加です。

3項委託金4目教育費委託金31万5,000円は、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金の追加です。

16款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入827万4,000円は、旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路用地の財産処分に伴う、町有地売却代金及び立木売却代金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1,022万円は、まちづくり振興資金として2件、1,010万円、社会福祉振興資金として2件、7万円、奨学資金として1件、5万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金382万9,000円は、573件のふるさと納税をいただく

たものです。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1,630万7,000円の減額です。

2目まちづくり振興基金繰入金は、50万円の追加です。

20款諸収入5項雑入6目雑入2,818万7,000円は、コミュニティ助成事業助成金220万円及び旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路整備に係る支障物件等補償費2,598万7,000円の追加です。

21款町債1項町債9目農林水産業債1億7,280万円は、麦乾燥調製貯蔵施設整備事業債の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 伊藤商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤雅彦君） 次に、赤番4の遠軽町一般会計補正予算（第2号）に関する資料をご覧願います。

太陽の丘えんがる公園複合遊具設置工事についてであります。

遊具の設置場所につきましては、西町1丁目の瞰望岩下の公設グラウンド敷地内で、配置箇所は、平成26年に設置いたしました複合遊具に隣接する場所を予定しております。

複合遊具の企画と構成につきましては、平面図のとおり幅11.5メートル、奥行き7.79メートル、高さ6.05メートルで、構成は主にチューブ滑り台、直線滑り台、回転滑り台となっております。

遊具の対象年齢につきましては、3歳以上12歳までとなっております、前回設置いたしました複合遊具の対象年齢が6歳以上でありますので、今回は、幼児も含めて使用できる遊具を選定させていただいたところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案4件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第16号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、11ページから12ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款民生費、13ページから16ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款衛生費、17ページから18ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、19ページから22ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款商工費、23ページから24ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、25ページから26ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

12款分担金及び負担金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 16款財産収入、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 18款繰入金、7ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 20款諸収入、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、議案4件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順より各案件ごとに行います。

これより、議案第8号遠軽町災害見舞金支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号財産の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成28年度遠軽町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 請願第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第28 請願第1号「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書を議題といたします。

局長をして請願書の朗読をさせます。

○議会事務局長(安江陽一郎君) 請願文書表。

請願第1号。

受理年月日、平成28年6月7日。

件名、「町民である自衛隊員の命と人権を守る自衛隊存置活動」を町長へ提言することを求める請願書。

《平成28年6月13日》

敬称は、省略させていただきます。

請願者は、遠軽町東町5丁目、遠軽9条の会、代表佐藤慶之進ほか20人。

紹介議員は、岩澤武征であります。

なお、請願の要旨などにつきましては、写しを配付しておりますので省略をさせていただきます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 紹介議員の方で、補足説明があれば賜りたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

請願第1号については、なお審査の必要があると思いますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第29 請願第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 請願第2号「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

局長をして請願書の朗読をさせます。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 請願文書表。

請願第2号。

受理年月日、平成28年6月7日。

件名、「PKOの『駆け付け警護』任務を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書。

敬称は、省略をさせていただきます。

請願者は、遠軽町東町5丁目、遠軽9条の会、代表佐藤慶之進ほか20人。

紹介議員は、岩澤武征であります。

なお、請願の要旨などにつきましては、写しを配付しておりますので省略をさせていただきます。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） 紹介議員の方で、補足説明があれば賜りたいと思います。

岩澤議員。

○9番（岩澤武征君） この二つの請願については、前回の議会でも出されたものでして、前回の審議に当たって問題となった点を修正して出されております。関係委員会の皆さんには内容をよく審査していただきたいと思います。

《平成28年6月13日》

以上です。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

請願第2号については、なお審査の必要があると思いますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

◎日程第30 発委第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 発委第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

発委第1号遠軽町議会基本条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由は、議会基本条例を検証した結果、本条例の議決事件に関する条文の一部を改正するため、遠軽町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会基本条例（平成25年遠軽町条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

別紙の内容を省略いたしまして、次のページ、遠軽町議会基本条例新旧対照表により御説明いたします。

第11条は、議決事件に関する規定でありまして、第2号中、町花の次に「町の石、町の魚及び町の蝶」を加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発委第1号遠軽町議会基本条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日は、これで延会します。

午後 2時01分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前	田	篤	秀		
署	名	議	員	岩	上	孝	義
署	名	議	員	一	志	龍	彦